

地方版総合戦略の改訂について

令和 8 年 7 月

内閣官房地域未来戦略本部事務局

地方版総合戦略の位置づけ（まち・ひと・しごと創生法の概要）

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと
創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する
目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地方創生に関する総合戦略の勘案について

【閣副第639号・府地創第329号】「地域未来戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂について」（令和8年7月21日付け通知）

本日、2026年度を初年度とする5か年の新たな「地域未来戦略」（以下「本戦略」という。）が閣議決定されました。

本戦略は、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組に加え、これまでの地方創生で進めてきた取組も含めた全体戦略として取りまとめたものです。

国では、経済に重きを置いた取組を進めていくために、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくため、「戦略産業クラスター計画」、「地域産業クラスター計画」、「地場産業成長プラン」の3種類の計画で強い地域経済の構築を目指すこととしています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条又は第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

昨年12月には、「地方創生に関する総合戦略」（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ改訂した「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）」を策定・周知するとともに、各地方公共団体におかれても、地域の実情に応じて、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の検討・策定・改訂に努めていただく等、対応をお願いしたところであり、**「地方創生に関する総合戦略」を勘案して地方版総合戦略を策定・改訂している地方公共団体においては、今般の本戦略の策定に伴い、必ずしも地方版総合戦略を策定・改訂いただく必要はありません。**このため、本戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂要否については、それぞれの地域の実情に応じて、ご検討ください。

また、地方公共団体が主体となって策定し、実施していくこととなる「地域産業クラスター計画」、「地場産業成長プラン」（以下「地域経済成長プラン」という。）については、地方版総合戦略とは別の特定の様式をもって個別に作成・提出いただくことを基本としており、「「地域経済成長プラン」の策定について（依頼）」（令和8年5月22日付事務連絡）にてお示した留意事項等を踏まえ、地域経済成長プランを策定いただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

地域未来戦略（案）の全体構成（計画期間は2030年度まで）

目標

- ・47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を実現する。そのためには、強い地域経済の構築が不可欠。
- ・地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。
- ・これにより新たな人材や企業の集約が進み、新たに働く場所が創られ、良質な雇用の創出につながり、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展に繋がる好循環を実現。この強い地域経済の好循環を通じて「日本列島を、強く豊かに」していく。

政策目標

強い地域経済の構築

- ・成長戦略との連携の下、大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成。
- ・地域の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図る。

豊かな生活環境の実現

- ・持続可能な生活インフラの実現
- ・地域の暮らしの満足感向上

選ばれる地方の実現

- ・魅力が感じられる地方の実現

施策

- ・産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出
 - A.戦略産業クラスター計画
 - B.地域産業クラスター計画
 - C.地場産業成長プラン
- ・地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり
(計170施策)

- ・公共交通の維持
- ・買物環境の維持
- ・インフラの維持
- ・災害対応の強化の促進
- ・満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現
- ・持続可能なまちづくり (計121施策)

- ・多様性に富んだ地方の実現
- ・地域の男女共同参画・女性活躍の推進
- ・教育環境整備の推進
- ・都市と地方の共生の実現
- ・地方への移住推進
(計63施策)

横断的施策

人的支援・人材育成／情報支援・デジタルツールの整備／規制・制度改革／財政・金融による支援等／その他（政府関係機関の地方移転、広域リージョン連携 等）

(計23施策)

(合計 377施策) ※施策数は再掲含む。

進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPIを設定し、PDCAサイクルを徹底。

地方公共団体に派遣される国家公務員の受け入れ環境の整備について

「地方公共団体に派遣される国家公務員の受け入れ環境の整備について（通知）」（令和8年7月21日付け通知）

今般、令和8年7月21日に「地域未来戦略」が閣議決定され、強い経済基盤を全国各地に構築することにより、地域経済を大きく発展させ、地方から日本を成長軌道に押し上げていくこととされました。国では、強い地域経済の構築のために「戦略産業クラスター計画」、「地域産業クラスター計画」、「地場産業成長プラン」の3種類の計画で強い地域経済の構築を目指すこととされており、その実現に向けた国の伴走支援施策の一環として、「官民を問わず、必要とされる有為な人材が地域で活躍できるよう、国・地方を挙げて、派遣や伴走支援等による人的支援を活用するとともに、円滑な人的支援のための環境を整備する」とされたところです。

国ではこれまでも、地方創生人材支援制度等により国家公務員や民間専門人材を地方公共団体に派遣する取組を行ってきたところですが、より一層の地方派遣に資するよう、地方公共団体に派遣経験のある職員の派遣先での経験や好事例の共有等を通じ、各府省等の職員に対して地方公共団体における業務の魅力ややりがいを周知し、多くの人材に地方で活躍してもらうための環境整備に取り組んでいるところです。

地方公共団体においても、広域で異動することとなる国家公務員の異動の円滑化及び生活環境の激変緩和のため、受け入れ環境の整備に努めることは重要です。

幅広い人材の中から各地域にふさわしい者を選定できるようにするためにも、現時点でこうした環境整備に取り組まれていない地方公共団体においては、国で設けられている地域手当の異動保障の導入など、所要の措置を講じていただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知していただくようお願いします。

<参考>「地域未来戦略」（抜粋）（令和8年7月21日閣議決定）

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア．産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

Ⅱ．計画実現に向けた支援施策【政策手段】

5．国の伴走支援体制

（2）実行支援

○地方公共団体向け支援

✓官民を問わず、必要とされる有為な人材が地域で活躍できるよう、国・地方を挙げて、派遣や伴走支援等による人的支援を活用するとともに、円滑な人的支援のための環境を整備する。

「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」による地方創生の取組の普遍化（R7.10～）

【趣旨】

- 令和7年6月に閣議決定された地方創生の基本構想においては、全国各地で取り組まれている地方創生の好事例を点で終わらせず、面へと広げる**普遍化が重要**とされている。
- これを踏まえ、「若者・女性から選ばれる地域づくり」や「地方への人の流れの創出」といった**地方創生の特徴的な施策**であり、かつ、**他の自治体のモデルとなる先進的な事業**について、地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイス等を通じた全国への普遍化を推進する。

【普遍化する取組の例】

兵庫県豊岡市

若者・女性から選ばれる地域づくり（アンコンシャスバイアスやジェンダーギャップの解消）

自治体と事業所が連携した男女格差是正の取組

- 女性が働きたい仕事・職場への変革に積極的に取り組む**市内17事業所（市役所含む）で「ワークイノベーション推進会議」を設立**（2018年10月）。2025年10月には**129事業所に拡大**
- 市内事業所における働きやすさと働きがいに関する**「従業員意識調査」**を実施
- 従業員支援制度の充実度・実績や従業員満足度による**表彰制度**によりワークイノベーションを推進



▲表彰制度「あんしんカンパニー」のロゴ ※豊岡市作成資料より抜粋



山梨県丹波山村

地方への人の流れの創出（親子留学）

特色ある教育を核とした親子留学による移住促進

- 都心からのアクセスの良さを生かし、**都市と山村の生活を両立させた二地域居住型の親子留学を推進**
- 山村留学をはじめとした移住相談の窓口を「丹波山村移住定住推進協議会」が請け負い、**相談体制や情報発信を強化**
- **夏休みに合わせて、川遊びなどを交えた見学会を開催**し、移住後のイメージを持ってもらう体験の機会を提供



▲移住見学会の様子 ※丹波山村提供

【アドバイザー派遣申込みの方法等】

右記QRコードから総務省HP(<https://www.soumu.go.jp/iken/management/index.html>)にアクセスいただき、アドバイザーの選定と申込み手続を行ってください。

※1 令和8年度の派遣申込みは**令和9年1月29日(金)まで**受け付けています。

※2 派遣経費(謝金・旅費)は地方公共団体金融機構が負担するため、**自治体側の費用負担はございません。**

